

実地指導における指摘事例

施設入所支援・共同生活援助・短期入所 編

神戸市福祉局監査指導部





目次

Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について



体験利用における注意点

- 入居前の体験的な利用を希望する利用者に対してサービス提供を行う場合には、個別支援計画の作成し、計画に基づきサービス提供を行います。
- 個別支援計画がない場合には、**個別支援計画未作成減算の対象**

指摘事例

- ▶ 体験利用の利用者について個別支援計画を作成していなかった ⇒ **過誤返還の対象**



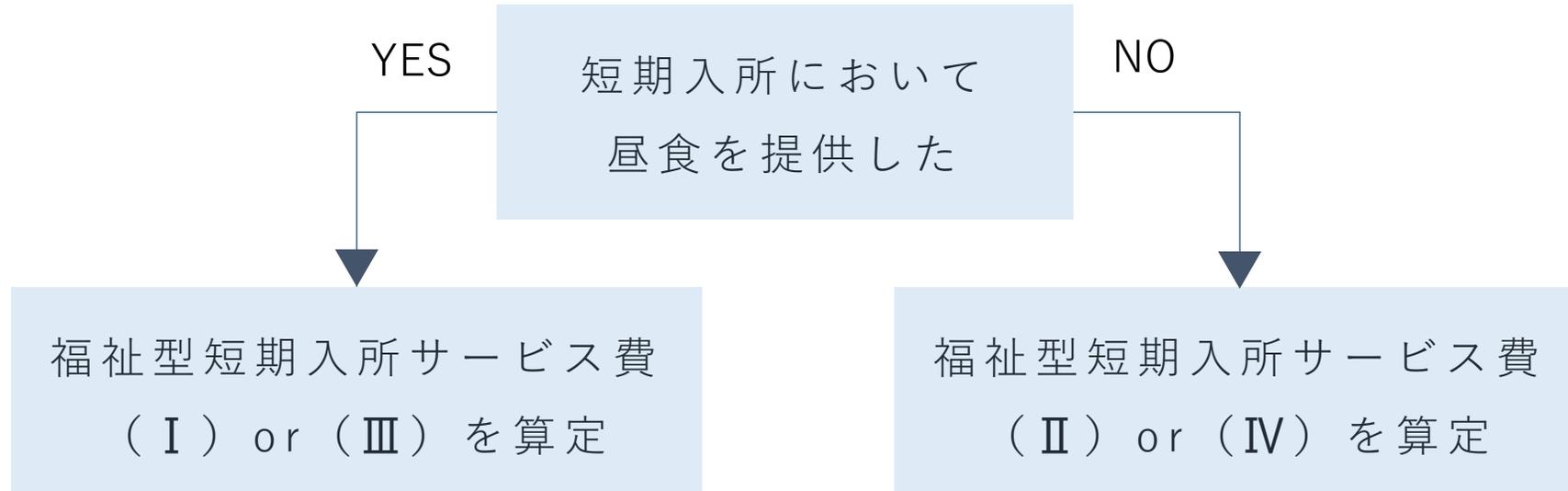
目次

Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について

(1) 短期入所サービス費算定の注意点



※福祉型短期入所サービス費(I)(II)は障害者の場合、(III)(IV)は障害児の場合

指摘事例

- ▶ 昼食の提供がなく午前中で利用者が帰宅していた際に、福祉型短期入所サービス費(I)を誤って算定し、請求していた ⇒ **過誤返還の対象**

(2) 入院・外泊時加算（施設入所）

入院・外泊時加算（I）の注意点

- 入院又は外泊期間の初日と最終日は含まないで計算（8日を限度）。
- 行った支援内容を記録しておくこと。

（例） ○ = 算定可 × = 算定不可

初日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	最終日
×	○	○	○	○	○	○	○	○	×

← 8日を限度で計算 →

指摘事例

- ▶ 入院期間の初日と最終日を含めて請求していた ⇒ **過誤返還の対象**

(2) 入院・外泊時加算（施設入所）

入院・外泊時加算（Ⅱ）の注意点

- ▶ あらかじめ支援の内容を個別支援計画に位置付けておくこと。
- ▶ 入院の場合は、施設入所の従業者が、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など行う（特段の事情がある場合を除き、週に1回以上）。
- ▶ 外泊の場合は、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行う。
- ▶ 行った支援内容を記録しておくこと。

(例) ○ = 算定可 × = 算定不可



(3) 栄養マネジメント加算（施設入所）

指摘事例

- ✓ 栄養ケア・マネジメントの手順を作成していなかった。
- ✓ 低栄養状態のリスクが高い者と低い者のモニタリング間隔が同じであった。

モニタリング間隔

- 低栄養状態のリスクが高い者
• 栄養補給方法の変更の必要性がある者 ⇒ 概ね**2週間**ごと
- 低栄養状態のリスクが低い者 ⇒ 概ね**3か月**ごと

※リスクが低い者も含め、少なくとも月に1回、体重を測定するなど、栄養状態の把握もあわせて行ってください。

「栄養マネジメント加算、経口移行加算、経口維持加算、口腔衛生管理体制加算及び口腔衛生管理加算に関する事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年4月6日障発0406第1号)も確認してください。

(4) 個別支援計画への位置づけが必要な加算

- あらかじめ位置づけを行った個別支援計画に基づいて算定する加算があります（利用者の同意も必要）。
- 個別支援計画への位置づけ並びに一連の手続きが適正に行われていない場合は、**過誤返還の対象**となります。

個別支援計画への位置づけが必要な加算（例）

共同生活援助

夜間支援体制加算Ⅰ

日中支援加算

帰宅時支援加算

施設入所支援

入院・外泊時加算Ⅱ

入院時支援特別加算

※あくまで例示です。加算を算定する場合は要件を確認してください。